

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）会則

令和元年 11 月 18 日

魅力ある学校づくり協議会（志村小）決定

令和 2 年 7 月 3 日

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）改正

1 設置目的

区立志村小学校が改築時期を迎えていることに伴い、学校教育環境の充実に向けて施設整備手法の協議を行うため、「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議事項等

協議会は、次に掲げる事項を協議し、取りまとめた意見を意見書として板橋区教育委員会あてに提出する。

- (1) いたばし魅力ある学校づくりプランに関する事項
- (2) 志村小学校と志村第四中学校の施設整備手法と児童・生徒の教育環境の充実に関する事項
- (3) 志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校に関する事
- (4) その他協議会会長が協議する必要があると判断した事項

3 組織

協議会委員は次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。

- (1) 学校所在地の地域センター管轄区域内の地域関係者
- (2) 通学区域内の地域関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者（PTA）
- (5) 学校長
- (6) 教育委員会事務局次長
- (7) 前各項に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、協議会設置の日から意見書を教育委員会に提出するまでとする。
- (2) 委員の任期を変更する場合は、協議会の議決をもって決定する。
- (3) 協議会委員が地域・学校に関連する団体等に属さなくなったときは委員の任期を終了し、新たな委員を推薦等により選出する。ただし、再任を妨げない。

5 会長・副会長

- (1) 協議会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により選出する。
- (3) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (4) 協議会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故あるときは、副会長は会長の職務を代理する。なお、副会長がいない場合は、互選により職務代理者を選出する。

6 会議

- (1) 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理として出席する者については出席委員として取り扱う。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。
- (4) 協議会の運営に関し必要な事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- (5) 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- (6) 会議は公開する。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

7 傍聴

会議の傍聴に関しては、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則を準用する。

8 その他

- (1) 協議会の事務局は、教育委員会事務局各課とする。なお、協議会の庶務は、教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課において処理する。
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

○東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

昭和 27 年 11 月 1 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号

改正

平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号

平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号

平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

第 1 条 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。

2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。

一部改正〔平成 10 年教委規則 2 号〕

第 2 条 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることもある。

第 3 条 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器の類を携帯した者
- (2) 酩酊した者
- (3) 異様の服装をした者

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号〕

第 4 条 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることができない。

第 5 条 傍聴人は下記事項を守らなければならない。

- (1) 傘、杖（教育長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。
- (2) 飲食又は喫煙してはならない。
- (3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。
- (4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし教育長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話、ポケットベル及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号・27 年 2 号〕

第 6 条 傍聴人がこの規則に違背したときは、教育長はこれに退場を命ずることができる。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

第 7 条 教育長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

付 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

付 則（平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は適用せず、改正前の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は、なおその効力を有する。